

令和7～8年度 第1回 日本物流大賞

【表彰規程】



一般社団法人 **日本物流団体連合会**
Japan Association for Logistics and Transport

「日本物流大賞」表彰規程

一般社団法人日本物流団体連合会

(目的)

第一条 「日本物流大賞」の表彰は、広く、将来にわたって持続可能(サステナビリティ)な物流を目指す取り組みを行った団体、企業または個人(以下、「事業者等」という)の功績を顕彰することにより、持続可能な物流の構築と発展に向けた関係事業者等の意識の高揚と取り組みの促進に資するとともに、社会全体に広くその意義と重要性を知らせることを目的とする。

(表彰者)

第二条 この規程に定める表彰は、一般社団法人日本物流団体連合会の会長(以下「会長」という。)の名により行う。

(表彰)

第三条 表彰は、表彰状の贈呈によりこれを行う。ただし、特に必要と認められる場合には、表彰状のほか、賞金又は副賞を付与することができる。

(選考方法)

第四条 選考は、一般社団法人日本物流団体連合会に設置する日本物流大賞選考委員会(以下「選考委員会」という)が行う。

2 選考委員会は、「日本物流大賞」のほか、部門等に応じた賞(以下、「部門賞」という)の選定を行うことができる。また部門賞に加えて、特別賞、奨励賞等を選定することもできる。

3 選考委員会の選定を受け、会長は年1回、受賞者を表彰するとともに、その公表を行う。

(評価基準)

第四条 評価基準は、その都度、選考委員会で定めるものとする。原則は、将来にわたって持続可能(サステナビリティ)な物流を目指す取り組みを広く評価するものとし、主に、取り組み方法やその過程から評価するもの、結果から評価するもの、制度・仕組みやシステム等の開発・構築などから評価するもの等、多面的・多角的に評価するものとする。

令和 7年 10月 1日 制定